

乳児院の家庭養育推進事業

目的

虐待や疾病・障害等を理由に入所する児童やその保護者等に対して、専門的な知識や技術を有する者による一人一人の状態に応じたケアや養育を行うことにより、児童の心身の回復を図るとともに、その保護者等に対する支援を充実し、児童の家庭復帰及び里親委託の促進を図ることを目的とする。

事業内容

○基本分

- 治療指導担当職員の配置 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、精神保健福祉士等
- 施設運営向上事業の実施 外部の機関や専門家等を活用した施設運営の向上・適正化の取組みを実施

○加算分

- 小児精神科医師等 小児精神科医師又は小児の発達に詳しい医師 1名
- 里親交流支援員 交流における寄り添い支援等きめ細かい支援を実施できる者(里親支援専門相談員と同等の資格)
☆前年度の養育家庭、専門養育家庭、養子縁組里親及び親族里親への委託実績が一定数の場合に配置
- 個別ケア職員の配置 ユニットケア形態で運営を行っている施設に対して個別ケア職員を配置し、子供との愛着関係を構築
☆小児精神科医師等または里親交流支援員のいずれかを配置した場合に加算

事業実績(平成30年度)

- 実施施設数(8施設)
- 配置職員数

基本分	治療指導担当職員	心理士	9人
		理学療法士	1人
		作業療法士	1人
加算分	小児精神科医師等(小児科医)		3人
	里親交流支援員		5人
	個別ケア実施施設数		3施設
	配置職員	うちユニット定員(4人~6人)	8人
うちユニット定員(7人~12人)		3.5人	

- ・治療指導担当職員は、複数配置が可能
- ・個別ケア職員は、国の小規模グループケア以外のユニットケアを実施している施設に配置(1ユニットに1人分の加算であるが、7人~12人のユニットについては、0.5人分の加算)

乳児院の医療体制整備事業

目的

乳児院に看護師を増配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受け入れ体制を整備する。

事業内容

- (1)看護師を24時間常時配置するため、1施設当たり看護師を4人増配置

○常時看護師によるケアの提供を可能とする看護師の体制

(例:入所定員70人の施設)

区分	国基準	看護師を常時配置するための必要人数 12名 (国基準に加え、都独自に4人を増配置)
看護師	8名	

- (2)常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入枠は、1施設当たり4人

事業実績(平成30年度)

- 実施施設 : 2施設
- 看護師配置実績(増配置分): 各月8人(4人×2施設)
- 受入枠に対する入所状況 : 各月8人(4人×2施設)
- 常時医療・看護を必要とする乳幼児の状況
 - ・心臓疾患や脳障害など、重度の病気を抱えており、急変の恐れのあるケース
 - ・経管栄養や胃ろうの管理など、常時看護師による医療看護を必要とするが、症状は安定しているケース